

聖籠町観音の湯ざぶーン館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月13日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町条例第16号

聖籠町観音の湯ざぶーン館条例の一部を改正する条例

聖籠町観音の湯ざぶーン館条例（平成17年聖籠町条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表入浴休憩の部一般町民1人につきの項中「500円」を「550円」に、「300円」を「350円」に改め、同部一般町民外1人につきの項中「700円」を「750円」に、「400円」を「450円」に改め、同部利用回数券購入者、会員加入者又は福祉等優待者1人につきの項中「300円～600円」を「350円～650円」に改める。

附 則

この条例は、平成27年7月1日から施行する。